

赤穂海浜公園 リノベーション実施計画検討業務 特記仕様書

業務名：赤穂海浜公園 リノベーション実施計画検討業務

場 所：兵庫県赤穂市御崎

工 期：契約日 ～令和5年3月25日 限り

(工期については、所定の手続きが整った後、令和5年12月20日まで延伸する予定)

1 総則

- (1) 本特記仕様書は、上記設計業務に適用する。
- (2) 本設計業務は、本県の提示する計画要旨に基づき、最高の技術を発揮し、経済性、施工性等の諸要素により、最適工法の選定が行えるものを、的確、丁寧に設計を行うものとする。なお、設計に先立ち現地調査を行うものとする。
- (3) 本仕様書及び設計図書に明記なき事項、並びに本設計業務に関して疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- (4) 受諾者は、本設計に関し知り得た知識は、第三者に漏らしてはならない。
また、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、書面により、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (5) 委託時に本県の提供した資料は、業務完了後、提出書類とともに、これを返還するものとする。

2 目的

兵庫県立赤穂海浜公園は、昭和62年(1987年)に開園して以来35年が経過し、施設の老朽化や陳腐化等が見られることから、新しいニーズに対応した今後の公園利用を検討する必要がある。

本業務では、公園全体の利用状況や既存施設の状況等を踏まえ、(二)千種川や唐船海岸と隣接する立地環境を活かした本公園に相応しい空間の創出を検討することを目的とし、現リノベーション計画を実施するための具体的な計画(案)を策定する。

3 業務内容

- (1) 設計計画
業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画、必要となる各種設計基準等を記載した、業務計画書を作成する。
- (2) 現況把握
設計範囲における園内設備の現況、計画条件、周辺地域の状況等を、把握・確認する。
- (3) 与条件の整理、既存施設の現況把握
 - 1) 計画条件、上位関連計画、関連機関との協議項目等を把握・収集・整理する。

- ・水道、下水道、ガス等設備について、公園管理事務所倉庫等で保管されている既存資料の確認、整理等を含む。
- ・電気設備について、「国強防災公第 2008-0-S 号赤穂海浜公園便所設備修正及び電気設備設計業務」の内容を踏まえた整理等を含む。
- ・塩の国関連施設について、「防災効果第 3008-0-S 号赤穂海浜公園塩の国等施設改修設計業務」の内容を踏まえた整理等を含む。
- ・公園内施設について、既存資料等で確認出来ない場合は、必要な調査を提案すること。協議の上追加調査を実施する場合、設計変更の対象とする。

2) 必要に応じ、赤穂海浜公園管理運営協議会等との協議資料を作成する。協議資料の作成は、設計変更の対象とする。

(4) 立地環境を活かしたコンセプトの検討

(二) 千種川、唐船海岸、赤穂港御崎地区等と隣接する立地環境を活かした、本公園に相応しいコンセプトを検討すること。

(5) リノベーション基本計画の策定、基本設計

上記コンセプトを踏まえ、本公園のリノベーションを進めるための基本計画を策定すること。安全性・機能性、施工性・経済性、維持管理の容易さ、環境、ユニバーサルデザイン、バリアフリーなどについて検討を行うこと。

また、基本設計を行う対象について、本県監督員と協議の上決定すること。

本検討を進める際、条例等に定めのある事項（開園時間、各種施設利用料等）で検討が必要な場合は、必ず本県監督員と協議し決定すること。

1) リノベーション空間の概略設計

(4) で検討したコンセプトを踏まえ、空間の創出に関する具体的な整備内容を検討すること。県内で最も低い「唐船山」や夕日百選に選出される「唐船海岸」等を活かした空間づくりや、令和2年度に撤去された観覧車に代わる大型遊具や水遊び場の設置等、現在の本公園にとらわれない新たな利用の創出も検討の要素に含めること。

2) 民間活力の活用を求める空間の検討

本公園において民間活力の活用を求めるエリア（民間活力活用エリア）を具体的に検討するとともに、民間活力活用エリア以外の公園利用者の利用を妨げないために設定すべき条件等について提案すること。

3) 長寿命化対策施設の整備検討

下記施設は、長寿命化対策による現施設の活用を想定している。リノベーションと連携した改修を行う場合は、既存施設の機能や利用状況を十分に調査し、その機能等を損なわないような計画とすること。

各施設の留意すべき考え方は下記のとおり、場所等は添付図面のとおり。

①公園内屋外トイレ（14棟）

令和4年度に更新を完了したため、本計画の対象外とすること。

②わんぱく広場アスレチック遊具について

令和2～3年度に新設・更新を完了したため、本計画の対象外とすること。赤穂

砂丘の難破船は平成 27 年度に修繕を実施しているが、さらなる修繕等が必要な場合は計画の対象とすること。難破船周辺の遊具についても同様とする。

③受変電設備 (No. 1~3)

オートキャンプ場内を除く公園内の受変電設備及び付帯する配管配線等は、令和 4 年度に機器更新設計を実施しており、令和 5~6 年度に現位置で更新を予定しているため、本計画の対象外とすること。詳細は、3 (3) 1) を参照すること。

④導水路について

(二) 千種川から赤湖へ汽水を導水する水門及び水路は、別途調査設計を予定しているため、詳細は本県監督員と協議すること。

⑤赤穂市立海洋科学館、タテホわくわくランド内 (設置管理許可区域のみ)

赤穂市及び (公財) 園芸・公園協会が設置管理許可により施設を設置しているため、本計画の対象外となることがある。

⑥塩の国 (海洋科学館を除く)

令和 3 年度に改修設計を行っているため、本計画の対象外とすること。詳細は、3 (3) 1) を参照すること。

⑦県民の森 (記念植樹等)

県民の森エリアは建設当時に記念植樹を行っているため、大規模な伐採は避け、適切な植樹管理にとどめること。

(6) 概算工事費等算出

設置費、維持管理費とも算出すること。長期維持修繕費が必要な場合は、県監督員と協議の上、必要な項目を網羅して算出すること。長期維持修繕費の算出は、設計変更の対象とする。

(7) 報告書作成

上記内容を取りまとめた報告書を作成すること。

(8) 照査

設計計画が適正か、設計方法や設計手法が妥当か、成果品の内容が適正かの照査を行うこと。

(9) 打合せ協議

業務の主要な区切りにおいて、監督員と打合せを行うこと。

打合せは、業務着手時、中間打ち合わせ、成果品納入時の 3 回とする。

(10) その他

本公園南側の海岸保全区域 (唐船海岸) について、協議により本計画区域に含める事がある。含める場合は、海岸保全施設設計を設計変更の対象とする。

4 基準等

計画にあたり、「都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)」に準拠すること。

また、遊具の設計を含む場合、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第 2 版)」(国土交通省) 及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」(一般社団法人日本

公園施設業協会)に準拠すること。

5 業務カルテ

受注者は本業務において、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に測量調査設計業務サービス (TECRIS) に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出するとともに、(財)日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

報告書 2部 (A4 ファイル製本、箱詰め)

縮小図 2部 (位置図、概要図 (平面図、断面図、その他必要なもの))

概要版 3部

電子データ (DVD-R 等) 3枚

7 打合せ

- 1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は総括調査職員または主任調査職員と常に連絡をとり、設計業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度、受注者は打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2) 設計業務着手時及び設計図書で定める設計業務の区切りにおいて、管理技術者は総括調査員または主任調査員と打合せを行なうものとし、その結果について受託者は打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者は設計図書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに総括調査員または主任調査員と協議するものとする。

8 業務実施上の留意点

本業務の実施に際して次の事項に留意すること。

- 1) 受託者は、業務の契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上業務計画書を制作し、業務開始時まで提出すること。
- 2) 受託者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡しその指示に従うこと。
- 3) 本業務で得られた著作物等の成果等 (著作権含む) については、兵庫県に帰属するものとする。また、第三者が権利を有する著作権については、当選者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは当選者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- 4) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は兵庫県と協議し、その指示に従うこと。